

令和元年第7回農業委員会総会議事録

開催年月日	令和元年7月24日(水)					
開催場所	白岡市役所4階特別大会議室					
開催時間 及び宣告者	開会	午前 9時00分	議長	進藤 貴一		
	閉会	午前 9時57分	議長	進藤 貴一		
議長	進藤 貴一	臨時議長		仮議長		
委員 出席 状況	農業委員			推進委員		
	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
	1	吉澤 眞吉	出席	1	齋藤 美佐夫	出席
	2	鈴木 健一	出席	2	長澤 いと	出席
	3	関山 功一	出席	3	吉田 敏雄	出席
	4	進藤 貴一	出席	4	大久保 要夫	出席
	5	小野田 憲司	出席	5	細井 和夫	出席
	6	小島 俊雄	出席	6	渡邊 明子	出席
	7	八木橋 健一	出席	7	飯田 孝	出席
	8	江原 勝	出席	8	安野 和好	出席
	9	井上 日出巳	欠席	9	山岸 良一	欠席
	10	岩上 賢	出席			
	11	荒井 肇	出席			
	12	白石 富子	出席			
	13	江口 泰夫	出席		出席者	21名
14	大山 峰夫	出席		欠席者	2名	
議事参与制限 を受ける委員			会長からの 出席要請者		農政課職員	
事務局	事務局長	嶋崎 徹		主幹	手島 淳	
	主査	大塚 一隆		主任	塩村 孝太郎	
	主事	新井 政貴				
説明員	主査	大塚 一隆		主任	塩村 孝太郎	
	主事	新井 政貴		農政課	小林 裕太	
	農政課	志水 翔希				
会議次第	別添のとおり		配布資料		別添のとおり	

審議事項

- (1) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について
- (2) 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定について
- (3) 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する異見について

協議報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (3) その他

議 事 の 経 過

発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	皆さんおはようございます。定刻となりますので、ただ今から、令和元年第7回農業委員会総会を始めさせていただきます。
局長	はじめに、進藤会長からごあいさつをお願いいたします。
会長	あいさつ（省略）
局長	<p>本日は、傍聴人の方がお見えでございますので、よろしくをお願いいたします。なお、傍聴人に申し上げます。</p> <p>お手元の『傍聴人心得』を良くお読みいただき、傍聴くださいますようお願いいたします。</p>
局長	<p>現在の出席委員は農業委員14名中13名、推進委員9名中8名でございます。</p> <p>農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【開会 午前9時00分】</p>
議長	現在出席委員13名であり定足数に達しておりますので、これから第7回総会を開会いたします。
議長	議事録署名委員に鈴木委員、関山委員を指名いたします。
<u>議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について</u>	
議長	日程第1 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	<p>議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は1件でございます。</p> <p>総会資料の2ページ目を御覧願います。</p> <p>番号1につきましては、譲受人が、譲渡人から売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、現在、市外の賃貸物件にて生活しておりますが、将来の子育てを考えると現在の賃貸物件では手狭であり、自己用住宅を持ちたいと考えたことから、今回、申請がなされたものです。</p> <p>申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。</p> <p>また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われまます。</p>

議長	説明が終了しました。番号1につきましては、担当委員から報告をお願いいたします。
委員	<p>番号1について7月19日に現地確認を行いました。</p> <p>現地案内図の1ページを御覧ください。</p> <p>申請地は10ha以上の集団農地とは認められませんでした。</p> <p>周辺はすでに宅地として利用されており、今後も市街化として発展していく可能性が高い地域です。</p> <p>申請地は下草も綺麗に刈られ、農地として管理されており、違反等はありません。</p> <p>また、転用理由等は事務局説明のとおりです。</p> <p>したがって、本案につきましては付近の状況や転用理由等から転用についてやむを得ないと判断しました。皆様の審議をお願いします。</p>
議長	<p>報告が終了しました。これより御意見・御質疑等をお伺いします。</p> <p>御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">[質疑等なしという声あり]</p>
議長	質疑なしと認めます。
議長	<p>お諮りします。本案については、事務局の説明及び地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性及び地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">[異議なしという声あり]</p>
議長	異議なしと認めます。よって議案第14号については原案のとおり決定します。
<u>議案第15号 農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定について</u>	
議長	日程第2 議案第15号 農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	<p>議案第15号 農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定について、事務局からご説明いたします。</p> <p>農地法第3条第2項第5号に規定されておりますが、農地を農地として権利を取得する場合の許可基準の一つとして、権利取得後の経営面積は、50a以上と規定されております。これを一般に下限面積要件といいます。</p> <p>この下限面積につきましては、農地法施行規則第17条に掲げる要件を備えている場合には、農業委員会の判断で『別段の面積』を設定し、下限面積を引き下げられることとなったものです。</p> <p>併せまして、農業委員会は、毎年、『別段の面積』の設定又は見直しの必要性の有無について検討し、農業委員会総会におきまして決定することとなっております。</p>

事務局	<p>これにより、当市においても毎年の現状等踏まえ『別段の面積』の必要の有無を総会で判断しているところです。</p> <p>なお、昨年は7月総会において、「別段の面積は設定しない」との決定をしております。</p> <p>下限面積を引き下げる場合の要件といたしまして、例えば、下限面積を30aと設定するためには、農地面積30a未満の農業者が、区域全体の農業者の4割以上いる場合でないと設定できません。</p> <p>当市においては、直近の「2015年農林業センサス」のデータにより確認したところ、50aを下まわる農家数は17.9%、30aを下回る農家数は0.9%存在しております。</p> <p>また、農地台帳に基づき集計したところによると、50aを下まわる農家数は56%、40aを下回る農家数は48%、30aを下回る農家は37%存在しており、40aを下限面積と定めることができますが、下限面積を設定し小規模農家の参入を可能にすることは担い手への利用集積に支障をきたし、農地の細分化を招く恐れがあります。</p> <p>また、別の要件として、適正な利用を図る必要がある遊休農地が引き続き相当数存在し、下限制限面積を弾力化して新規就農等を促進しなければ農地の保全及び有効利用が図られない場合は、前要件にかかわらずに、別段面積を設定できるとしております。</p> <p>当市の場合、遊休農地の割合は約3%であり、他市町の状況と比べても「相当程度存在する」とはならないこと等から、当市においても、該当しないと思われまます。従いまして、この要件に当市は該当しません。</p> <p>また、近隣の別段面積設定状況についてですが、昨年度川口市が行った照会によりますと、蓮田市が40aを設定しており、春日部市、幸手市、宮代町、杉戸町は未設定となっております。</p> <p>以上のことから、前回の決定同様、別段面積を定めず、当面の間は50aのままとしたいと考えております。</p>
議長	<p>説明が終了しました。これより御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">[質疑等なしという声あり]</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p>
議長	<p>お諮りします。本案については、事務局の説明どおりで、御異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">[異議なしという声あり]</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって議案第15号については、別段の面積を設定しないことに決定します。</p>

議案第16号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議長

日程第3 議案第16号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見について を議題といたします。農政課職員の説明を求めます。

本案につきましては農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき白岡市から依頼がありました。

これより、農政課職員から内容説明をいたさせます。

農政課職員

それでは、議案第16号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を説明させていただきます。

配分計画を作成する市は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、原則として農業委員会の意見を聴取することとされています。

意見を聴取する事項としては、次のとおりとなっております。

- ・農地のすべてを効率的に利用しているか
 - ・周囲の農地利用に悪影響を及ぼすか
 - ・必要な農作業に常時従事する見込みであるか
 - ・従事する見込みがない場合は、他の農業者との適切な役割分担の下、継続的、安定的に農業経営を行う見込みであるか
 - ・従事する見込みがない場合は、業務執行役員の1人以上が耕作等の事業に常時従事する見込みであるか
 - ・受け手希望者への農用地貸付の適否
- 以上6事項となります。

それでは、配布させていただきました別添資料の農用地利用配分計画（案）及び位置図を御覧ください。

位置図につきましては、農林公社が作成した位置図を提供していただいておりますので、資料として使用させていただきました。文字等見にくい部分については、御了承くださいますようお願い申し上げます。

また、今回借り入れる農地につきましては、赤色の太線で囲ってある部分でございます。

借受人、借受地、存続期間等の内容につきましては、資料のとおりでございます。今回の借受けにつきましては、4件でございます。

はじめに、法人である●●です。

今回借受ける農地につきましては、農用地配分計画案のうち番号1から番号97までとなります。

借受人の農業経営状況につきましては、平成30年9月10日に久喜市菖蒲町で本社を設立しております。

現在借受けている農地面積は、約32ha（試験的に蓮田、白岡、久喜、菖蒲モデル地区）であり、今回、市内で借受けを行う面積は、約8.1haです。（中間管理23ha、利用設定8.8ha）

彩のかがやき1町4単 彩のきずな、7町6反 3年32町計画。

農政課職員

今後借りる農地については、農地中間管理機構を通じて、市内の日勝、篠津及び大山地区で拡大していく予定となっております。

また、こちらの法人は、主に水稻を栽培しており、品種については、彩のかがやき、彩のきずなを作付けしております。

次に役員の農業従事日数につきましては、320日であり、雇用労働者は、常時勤務が3名、パートタイム労働者等が、年間約2名を雇用しております。

最後に農機具等所有状況については、トラクターが2台、田植機2台、コンバインが1台、トラックが2台等でございます。

続きまして、法人である■■です。

今回借受ける農地につきましては、農用地配分計画案のうち番号98から番号113までとなります。

借受人の農業経営状況につきましては、平成23年12月に市内で本社を設立しております。

現在借受けている農地面積は、約14aであり、そのうち全て農地中間管理機構を通じた土地の借入れを行っております。

今後も農地中間管理機構を通じて、市内の大山地区を中心に借入れを拡大していく予定となっております。

また、こちらの法人は、主に青ネギ、白ネギを栽培しております。

次に役員の農業従事日数につきましては、250日であり、雇用労働者は、常時勤務が8名、が、パートタイム労働者等は、年間約20名（障害者）を雇用しております。

最後に農機具等所有状況については、育苗用ハウス100㎡が4棟、集荷調整ハウス150㎡が1棟、トラクターが3台、耕運機3台、トラックが4台等でございます。

続きまして、法人である▲▲です。

今回借受ける農地につきましては、農用地配分計画案のうち番号114から番号132までとなります。

借受人の農業経営状況につきましては、平成23年4月に久喜菖蒲町内で事務所を設立しております。

現在借受けている農地面積は、約76haであり、そのうち全て農地中間管理機構を通じた土地の借入れを行っております。

現在、白岡市内で借受けている面積につきましては約6.3haとなっております。今後も農地中間管理機構を通じて、久喜市を中心に近隣の市町村で借入れを拡大していく予定となっております。こちらの法人は、主に水稻を栽培しております。コシヒカリ、彩のかがやきなどの品種を作付けしており、ネギの栽培に取り組んでおり、作付面積については、2ha程度の作付けしております。

次に役員の農業従事日数は、300日で、雇用労働者は、常時勤務は4名、パートタイム労働者等は、年間約100名を雇用しています。

最後に農機具等所有状況については、出荷調整倉庫3000㎡が1棟、トラクターが3台、コンバインが2台、田植機が2台等を所有しており、南彩農協管内唯一多収性品種に取り組んでおります。

農政課職員

最後に法人である◆◆です。

今回借受ける農地につきましては、農用地配分計画案のうち番号133から番号136までとなります。

受人の農業経営状況につきましては、本社は、東京都中央区所在し、事務所は久喜にあります。

借受人の農業経営状況につきましては、平成25年9月に久喜市内で事務所を設立しております。

現在借受けている農地面積は、約5haであり、そのうち全て農地中間管理機構を通じた土地の借入れを行っております。

また、現在、白岡市内で借受けている面積につきましては約1haとなっております。

今後も農地中間管理機構を通じて、久喜市を中心に近隣の市町村で借入れを拡大していく予定となっております。こちらの法人は、主に路地野菜を栽培しております。品種につきましては、キャベツ、ブロッコリー、小松菜等の品種を作付けしております。

次に役員の農業従事日数は、250日で、雇用労働者は、常時勤務は6名、パートタイム労働者等は、年間約20名を雇用しています。

最後に農機具等所有状況については、出荷調整施設150㎡が1棟、育苗施設100㎡が3棟、トラクターが1台、管理機が7台、マルチャーが2台等を所有しております。

市といたしましては、農業経営状況等から判断して、4件の借受者に貸借することについては支障なしと考えますが、農業委員の皆様の御審議をお願いいたします。

補足

今後のスケジュールについて説明します。

農業委員会で意見決定後に、市より農地中間管理機構に対し農用地利用配分計画及び配分計画に係る意見書を提出します。農地中間管理機構において農用地利用配分計画が定められ、埼玉県に対し承認申請されます。埼玉県において農用地利用配分計画の公告・縦覧が行われ、その後認可されることとなっております。

議長

説明が終了しました。これより御意見・御質疑等をお伺いします。
御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。

[質疑等なしという声あり]

議長

質疑なしと認めます。

議長

お諮りします。本案につきましては農用地利用配分計画（案）のとおり承認し、市へ回答することで御異議ございませんか。

[異議なしという声あり]

議長

異議なしと認めます。よって議案第16号については、原案のとおり決定します。

議長	以上をもちまして、議案第14号から第16号に係る全ての議事を終了いたします。
議長	引き続き協議報告会を開催いたします。
<u>協議報告事項1 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
<u>協議報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
議長	協議報告事項1、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について、協議報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項1 農地法第4条第1項第7号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は1件でございます。 総会資料の6ページ目を御覧願います。 番号1につきましては、住宅敷のための転用です。
事務局	続きまして、協議報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について でございますが、今回報告は6件でございます。 総会資料の7ページ目から10ページ目を御覧願います。 番号1, 2, 6につきましては、住宅敷のための転用です。 番号3, 4, 5につきましては、分譲住宅敷のための転用です。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。 御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項3 その他</u>	
議長	質疑もないようですので、協議報告事項3 その他に移ります。 事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	○農業委員等の公務災害補償制度について お配りしております『農業委員会等の公務災害補償制度について』のとおり、公務災害補償制度への加入案内がございました。 これは、農業委員・推進委員の方々を対象とした、団体契約の保険でございます。公務中の怪我等において保険金をお支払いするものです。 加入内容については、昨年度と同様、A型の1口1,000円を考慮しております。補償内容は、資料のとおり（昨年度から変更なし）となっております。 この保険につきまして、昨年同様、A型の加入手続きを実施いたします。 なお、保険料につきましては、親和会から支出となります。

事務局

○遊休農地調査について

お配りしました「令和元年度 遊休農地等現地調査について」を御覧ください。
遊休農地に対する措置については、約10年前、平成21年の大規模な農地法の改正時に具体化されました。また、平成25年には「農地中間管理事業の推進に関する法律」が制定され、中間管理機構を利用して遊休農地の発生・解消を円滑に進められるよう制度化されました。

さらに、遊休農地の現況把握、地権者の意向確認、その後の農地の状況把握等、遊休農地の経過を一筆ごとに適正に管理・県等へ報告し、情報を公開する等の事務処理の手順が明確化する等、関連する法律が目まぐるしく変わるなか、ようやく手続きの流れが定着してきたところです。

つきましては、委員の皆様には昨年度と同様に「遊休農地等現地調査」を実施していただきたいと思っておりますので、これから調査方法について説明いたします。

(説明)

机上に配付しました航空写真と白図(土地詳細図)を御覧ください。

航空写真と重なるような白図(土地詳細図)を用意しました。図の赤く塗られているところが、昨年度の調査において荒廃農地と判断したところになります。

赤く塗りつぶされた部分について現地を、御確認いただき、荒廃状態であれば「レ(れてん)」、解消されていたら「耕作」や「耕」と白図に記入してください。

また、赤色以外のところで荒廃と思われる農地がありましたら、白図に「荒廃」や「廃」と記入してください。

荒廃農地として判断する目安としては、2,3年以上耕作も管理もされていない(多年生雑草や低木が繁茂してしまっている)、解消にトラクターや耕運機等が必要となりそうな農地が対象となります。

荒廃農地はどのような状況を言うのか、カラー刷りで資料を用意させていただきましたので参考としていただければと思います。

調査は1筆単位となります。この辺だろうと曖昧に、何筆にもまたがる大きな○をつけないようにお願いします。

この調査に基づき、所有者に意識調査を送付しますので、印がついている箇所が間違っていたら訂正し、正しいところに色を付けていただければと思います。

続きまして、担当地区について説明いたします。

・白岡全域を23人で見ていただくように区切っています。

・市街化区域などは、住宅地が多くて農地が少ないため、1枚の地図内に存在する遊休農地が少なく、複数枚の地図を担当していただくこととなります。

変わって、調整区域などは農地が多く遊休地も多いため、1枚の地図内に存在する遊休農地が多く、地図は1枚のみとなる場合があります。

・委員の方々が市内に均等に散らばっているわけではないので、知らない地区が当たってしまうことがあります。御了承いただければと思いますが、委員の間で確認場所を交換する等はお互いの話し合いで行っていただいて構いませんので、必要に応じて調整をお願いします。

事務局

結果については、国・県・農地中間管理機構等に報告し、又は情報を共有することとなることから、8月末までに取りまとめる必要がありますので、8月26日（月）の農業委員会総会までに御提出をお願いいたします。

農政課職員

○遊休農地調査に伴う耕作放棄地対策の協力依頼について

昨年度まで白岡市耕作放棄地対策協議会が実施主体となり行っていた、耕作放棄地を再生して担い手が耕作できるようにする事業について、協議会が解散したことに伴い、市が実施主体となって引続き事業を行っていくこととなりました。

つきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さまに、遊休農地調査で把握した耕作放棄地の中で担い手がいる等の条件を満たした農地について、先ほどお配りしました「情報提供書」により情報をいただきたいと考えております。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さまにおかれましては、お忙しいところ大変恐縮ですが、御協力の程、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

なお、「情報提供書」と一緒に留めてある「申出書」につきましては、事業利用をしたい農地を耕作する予定である担い手から提出いただく書類となっております。

事業を利用できる耕作放棄地がありましたら、「情報提供書」に併せてこちらの提出にも御協力ください。

事業利用の条件につきましては、「情報提供書」の下部に記載がございますので、御確認いただきますようお願いいたします。

遊休農地調査等で多忙になるところ、重ねてお願い申し上げる形になってしまい、申し訳ございません。御協力をよろしくお願い申し上げます。

○人・農地プランの実質化について

平成24年に運用が開始しました、地域の農業の方向性を示す「人・農地プラン」ですが、今年度になり国からプランの実質化をするよう指導がございました。

つきましては、プランの実質化については、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆さまと農政課で協力して進めていく必要があります。お忙しいところ恐縮ですが、御協力をお願いします。

実質化の詳しい内容につきましては、後程事務局から説明があるとのことですので、御確認をお願いします。

事務局

○「人・農地プランの実質化」及び「農地バンクが変わります」について

・今後より一層の活動を求められることになることとなりますが、今回お配りした書類はその参考資料となりますので、ご確認いただければと思います。

○来月の農地パトロールについて

・8月20日 小島委員・篠津地区推進委員

必要に応じて日程変更をお願いします。

また、日程変更を行った場合には、事務局まで連絡をお願いします。

事務局	<p>○来月総会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8月26日（月）午前9時 ・ 議事録署名委員の鈴木委員、関山委員の両委員は来月印鑑をお願いします。 <p>以上で、協議報告事項3 その他を終わります。</p>
議長	<p>内容説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございませんか。</p>
委員	<p>申出書の記載について、耕作放棄地対策協議会の方で樹木の伐採や雑草の除去を実施するというのでしょうか。</p>
局長	<p>従前までは、耕作放棄地の中で、耕作可能な状況ならば借受けをしてもよいという方がいた場合、国からの補助を得て、協議会で整地をしておりましたが、今回からは、担い手が決定していれば、市（協議会）で予算の範囲で優先順位を付けて実施することになりました。</p>
委員	<p>法人の●●で耕作放棄地の解消を請け負ってもらえないだろうか。</p>
局長	<p>実際に耕作していないと難しいかもしれないが、確認する。</p>
議長	<p>今回の制度を利用して、農業法人2社に耕作を引き受けていただいた例を把握しております。しかし、いずれも担い手が決まっていた状態での話でした。</p>
委員	<p>荒廃農地が解消されれば耕作するといっている土地があるため、今回の制度を利用して貸し借りの話を進めていきたいと思います。</p>
委員	<p>この前同じような条件で、貸し借り希望の農地に樹木が生えていたことが問題でしたが、所有者が伐採費用を負担することで貸し借りがまとまったことがありました。</p>
議長	<p>その他に御意見・御質疑等ございませんか。</p>
議長	<p>無いようですので、以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。</p> <p style="text-align: center;">【終了 午前9時57分】</p>